

平成 23 年 8 月 10 日

民主党 関係各位

社団法人 日本眼科医会
会長 高野 繁



高齢運転者対策の充実強化について（要望）

現在の道路交通法のもとでは、自動車運転免許証更新時に、適性検査として視力検査と視野検査が行われています。普通免許の場合、視力検査で、両眼が 0.7 以上、かつ、一眼がそれぞれ 0.3 以上を満たせば、視野検査をすることなく、免許証が更新できます。

一方、眼科医療機関では、視力は上記の基準は満たしているものの、種々の眼疾患のため視野障害を持つ多くの患者を診ております。その中には安全な運転が不可能ではないかと思われる方も存在しています。事実、視野障害が原因によると思われる自動車事故が発生したという報告は、数多く見られます。

日本における視覚障害者は 164 万人存在し、その約半数は 70 歳以上であり、2030 年にはその数が 200 万人になると予想されています。現在、高齢運転者の交通事故を防止するため、70 歳以上の運転者には、免許証更新時に高齢者講習が義務付けられています。そこで、高齢運転者対策の充実および交通安全思想の普及、徹底の更なる強化を図るために、高齢者講習と同時に眼科医療機関を受診する制度を確立することを要望します。

以上